

### ○都市計画の整備、開発及び保全の方針

#### 都市計画法

第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

二 都市計画の目標

三 第一号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

第15条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

(以下省略)

### ○市町村の役割

#### 都市計画法

第15条の2 市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。

### ○定時見直しの基本的な考え方（北海道）

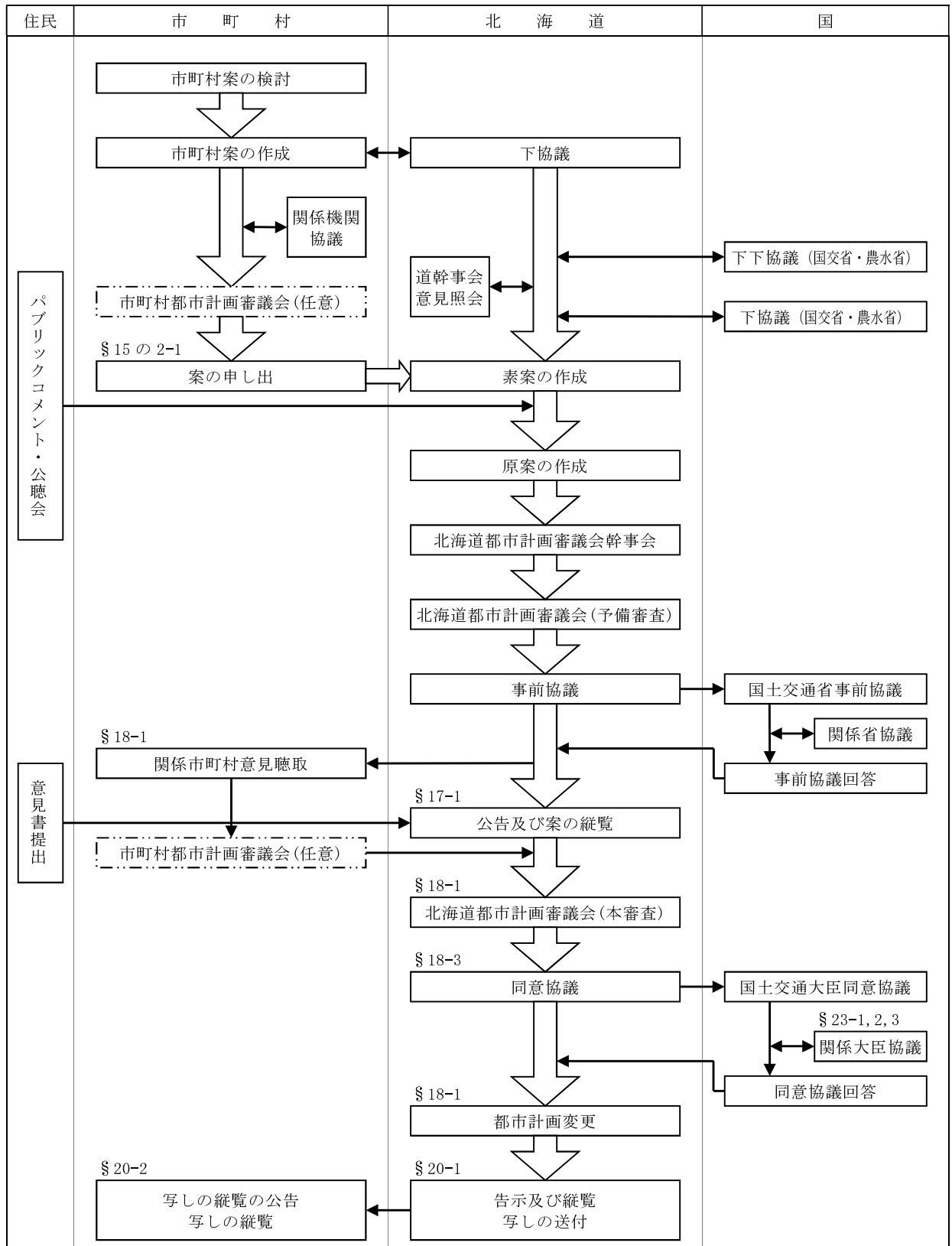
- ・ 目標年 平成42年
- ・ 区域区分の決定の有無 これまで非線引きの都市計画区域の新たな線引きはしない
- ・ 現方針の見直しであり、一から作りあげるような大幅な改定とはならない

## 第2回定時見直し事務要領（抜粋）

### 2 整備、開発及び保全の方針の都市計画変更

#### 2-1 都市計画変更の手続き

都市計画区域マスタープランの都市計画変更手続きは、次のフローにより進めることとなる。



※数字は都市計画法の条項を示す。